

# キセラ川西 ニュース

Kisela Kawanishi

[阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業]

平成 30 年 8 月 24 日発行

第 92 号

川西市キセラ川西推進課 TEL 072-740-1203

## 環境学習イベント「知らないと損!家庭でできる簡単省エネ術」を開催

強い日差しが照り付ける中、身近な低炭素の取り組み=省エネについて学ぶ、「知らないと損!家庭でできる簡単省エネ術」を平成30年8月4日(土)に開催しました。保護者を含め、総勢12名の参加があり、温暖化防止に向けて、一人ひとりが暮らしの中で手軽に取り組める省エネポイントを学びました。









おやつの時間では、太陽の熱で温めたベビーカステラにアイスをかけて食べ、太陽の力を実感するととも に、ガスも電気も使わないエコな調理を学びました。







太陽の熱でベビーカステラを温め中



手回し発電機の実験では、白熱電球と LED ライトを実際につけてみて、どちらが少ないエネルギーで灯りがつくのか、身をもって体験しました。



### 参加者からは

「エネルギーや地球温暖化、省エネ、節水などについて詳しく知ることができた。」

「太陽エネルギーのすごさを実感できた。」

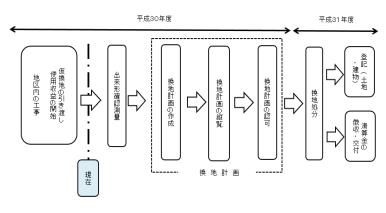
「今からでもできることがあり、すぐにでも取り組めると思った。」

などのお声をいただきました。



## 仮換地の分割や合併について(再掲載)

キセラ川西整備事業では今後、地区内の全ての画地を実測する出来形確認測量を行います。 出来形確認測量の結果、換地の面積が確定し、 換地計画や換地処分の内容に反映されます。測 量に伴い土地の境界を明示することになります ので、仮換地の分割や合併のご要望のある権利者 の方は、平成 30 年 10 月 31 日 (水)までに 土木部キセラ川西推進課へご相談下さい。



なお、平成31年度の換地処分に向けて、これが<u>仮換地の分割や合併が行える最後のタイミングとなります</u>ので、ご了承願います。

## 仮換地の分割や合併に関する注意事項

- ・従前地の所有者が同じで、隣接する仮換地でなければ合併はできません。 共有の場合、共有持分も同じでなければ合併できません。
- ・従前地の所有権以外の権利(抵当権など)が同じでなければ、仮換地の合併はできません。
- ・仮換地と保留地の合併はできません。
- ・従前地の分筆や権利の異動が必要となる場合、<u>権利者ご自身で業者の選定と費用負担が必要</u>となります。
- ・内容によっては、変更ができない場合があります。

換地処分の後、法務局での登記の書き換えの間(概ね3ヶ月)は、皆さんによる所有権の移転登記や抵当 権の設定登記などの手続きは行えません。

「川西市ふるさとづくり寄附金」の使い道に「キセラ川西せせらぎ公園への活用」が選べるようになりました。 キセラ川西せせらぎ公園は、公園の設計段階から市民が参加し、市民自らが「私たちの公園」と愛着を持って育てていけることをめざしています。公園を中心とした積極的な市民の皆さんの活動や、この公園の発展を是非応援してください。

建築物の建築などを行う場合、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。 また、「中央北まちづくり指針」や「低炭素まちづくり計画」等に基づいた建築計画であるかを確認する ため、事前に「建築行為等の手続条例」に基づく協議が必要です。

権利者が死亡され名義変更されていない方や、権利の移動があった場合、 住所氏名の変更があった場合 はご連絡を。

上記の申告等や「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業」について質問などがご ざいましたらご連絡ください。

#### 川西市 土木部 キセラ川西推進課

TEL: 072-740-1203 FAX: 072-740-1330

日時: 午前9時~午後5時半 (ただし、土曜・日曜・祝日は除きます)

HP: http://www.city.kawanishi.hyoqo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html